

役員等報酬および旅費規程

1. この規程は社会福祉法人青い草の会（以下「法人」という。）の理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬および旅費に関する事項を定める。
2. 役員等が理事会、評議員会、評議員選任委員会に出席した時は 10,000 円を出席報酬として支払うことができる。
3. 監事が法人および施設運営の監査の業務にあたったときは、15,000 円を報酬として支払うことができる。
4. 役員等が法人及び施設の業務のために出張する場合は報酬および旅費を支払うことができる。ただし、旅費は公共交通機関の利用料相当額とする。

報酬	1日	15,000円
費用弁償費		実費

5. 役員が職員を兼務する場合は2および4の規定は適用しない。
6. この規程の改正については、理事会の議決を要する。

附則 この規程は平成 29 年 4 月 1 日から適用する。